

第3-(1)号様式

令和 年 月 日	税務署長殿
納 税 地	(電話番号 - -)
(フリガナ)	
法 人 名	
法人番号	
(フリガナ)	
代表者氏名	

※ 税 務 署 処 理 欄	 (個人の方) 振 替 継 続 希 望												
	所 管	要 否		整 理 番 号									
	申 告 年 月 日					令和 年 月 日							
	申 告 区 分					指 導 等		庁 指 定		局 指 定			
	通 信 日 付 印				確 認								
年 月 日													
指 導 年 月 日					相 談		区分1		区分2		区分3		
令和													

法人用

第一表

令和五年十月一日以後終了課税期間分（一般用）

自 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方
消費税の()申告書

至 令和 年 月 日

中間申告 自 令和 年 月 日

の場合の

対象期間 至 令和 年 月 日

[illegible]

付記事項	割 賦 基 準 の 適 用		☐	有	☐	無	31
	延 払 基 準 等 の 適 用		☐	有	☐	無	32
	工 事 進 行 基 準 の 適 用		☐	有	☐	無	33
	現 金 主 義 会 計 の 適 用		☐	有	☐	無	34
参 考 事 項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用		☐	有	☐	無	41
	控 除 税 額 の 法	課税売上高5億円超又は	☐	個 別 対 応 式			
		課税売上割合95%未満	☐	一 括 比 例 配 分 方 式			
		上 記 以 外	☐	全 額 控 除			
	基準期間の課税売上高		千円				
☐	税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)						42
還す 付る を金 受融 け機 よ開 う等	銀 行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所						
と等	預金		口座番号				
	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号		-				
	郵便局名等						
☐	(個人の方) 公金受取口座の利用						
※税務署整理欄							
税 理 士 名		(電話番号 - -)					
☐	税理士法第30条の書面提出有						
☐	税理士法第33条の2の書面提出有						

⑪・⑫又は⑬の記入をお忘れなく。

②⑥=(①①+②②)-(⑧⑧+⑫⑫+⑲⑲+②③③)・修正申告の場合②⑥=①④+②⑤
②⑥が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

※ 2割特例による申告の場合、⑮欄に⑪欄の数字を記載し、⑮欄×22/78から算出された金額を⑳欄に記載してください。

第3-(1)号様式

令和 年 月 日		税務署長殿
納税地		(電話番号 - -)
(フリガナ)		
法人名		
法人番号		
(フリガナ)		
代表者氏名		

☐ (個人の方) 振替継続希望	
※ 所管	要否 整理号
申告年月日	令和 年 月 日
申告区分	指導等 庁指定 局指定
通信日付印	確認
指 導 年 月 日	相談 区分1 区分2 区分3
令和 年 月 日	

法人用

第一表

自 令和 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書
至 令和 年 月 日

中間申告 自 令和 年 月 日 令和五年十月一日以後終了課税期間分(一般用)
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		
課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円
消費税額	②	0 0 0
控除過大調整税額	③	
控除	④	
控除対象仕入税額	⑤	
返還等対価に係る税額	⑥	
貸倒れに係る税額	⑦	
控除税額小計	⑧	
(4)+(5)+(6)	⑨	
控除不足還付税額	⑩	
(7)-(2)-(3)	⑪	
差引税額	⑫	0 0
(2)+(3)-(7)	⑬	
中間納付税額	⑭	0 0
納付税額	⑮	0 0
(9)-(10)	⑯	
中間納付還付税額	⑰	0 0
(10)-(9)	⑱	
この申告書が修正申告である場合	⑲	
既確定税額	⑳	
差引納付税額	㉑	0 0
課税売上割合	㉒	
課税資産の譲渡等の対価の額	㉓	
資産の譲渡等の対価の額	㉔	
この申告書による地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準となる消費税額	㉕	
控除不足還付税額	㉖	
差引税額	㉗	0 0
還付額	㉘	
納税額	㉙	0 0
中間納付譲渡割額	㉚	0 0
納付譲渡割額	㉛	0 0
(20)-(21)	㉜	
中間納付還付譲渡割額	㉝	0 0
(21)-(20)	㉞	
この申告書が修正申告である場合	㉟	
既確定譲渡割額	㊱	
差引納付譲渡割額	㊲	0 0
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㊳	

付記事項	割賦基準の適用	☐ 有 ☐ 無	31	
参考事項	延払基準等の適用	☐ 有 ☐ 無	32	
	工事進行基準の適用	☐ 有 ☐ 無	33	
	現金主義会計の適用	☐ 有 ☐ 無	34	
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☐ 有 ☐ 無	35	
	控除計算の方	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	☐ 個別対応方式 ☐ 一括配分方式	41
項	基準期間の課税売上高	上 記 以 外	☐ 全額控除	
	税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)			42
還付を受ける金融機関等	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所	預金 口座番号		
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-		
	郵便局名等			
	(個人の方) 公金受取口座の利用			
※税務署整理欄				
税理士名	(電話番号 - -)			
	税理士法第30条の書面提出有			
	税理士法第33条の2の書面提出有			

第3-(1)号様式

令和 年 月 日		税務署長殿
納税地	(電話番号 -)	
(フリガナ)		
法人名		
法人番号	※法人番号は複写されません。	
(フリガナ)		
代表者氏名		

○	(個人の方) 振替継続希望	
※	所管	要否
税務署	整理番	申告年月日 令和 年 月 日
処理欄	申告区分	指導等 庁指定 局指定
	通信日付印	確認
	年 月 日	
	指導年月日	相談 区分1 区分2 区分3
	令和	

法人用

第一表

自 令和 年 月 日
課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書
至 令和 年 月 日

中間申告 自 令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

令和五年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算		
課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円
消費税額	②	0 0 0
控除過大調整税額	③	
控除	④	
返還等対価に係る税額	⑤	
貸倒れに係る税額	⑥	
控除税額小計	⑦	
(4)+(5)+(6)		
控除不足還付税額	⑧	
(7)-(2)-(3)		
差引税額	⑨	0 0
(2)+(3)-(7)		
中間納付税額	⑩	0 0
納付税額	⑪	0 0
(9)-(10)		
中間納付還付税額	⑫	0 0
(10)-(9)		
この申告書が修正申告である場合	⑬	
既確定税額		
差引納付税額	⑭	0 0
課税売上割合	⑮	
課税資産の譲渡等の対価の額		
資産の譲渡等の対価の額	⑯	
この申告書による地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰	
差引税額	⑱	0 0
還付額	⑲	
納税額	⑳	0 0
中間納付譲渡割額	㉑	0 0
納付譲渡割額	㉒	0 0
(20)-(21)		
中間納付還付譲渡割額	㉓	0 0
(21)-(20)		
この申告書が修正申告である場合	㉔	
既確定譲渡割額		
差引納付譲渡割額	㉕	0 0
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	

付記事項	割賦基準の適用	○	有	○	無	31
	延払基準等の適用	○	有	○	無	32
	工事進行基準の適用	○	有	○	無	33
	現金主義会計の適用	○	有	○	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	○	有	○	無	35
	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	○	個別対応方式	○	一括配分方式	41
	上記以外	○	全額控除			
	基準期間の課税売上高				千円	
	税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)	○				42
還付を受ける金融機関等	銀行 本店・支店					
	金庫・組合 出張所					
	農協・漁協 本所・支所					
	預金 口座番号					
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号				-	
	郵便局名等					
	(個人の方) 公金受取口座の利用	○				
	※税務署整理欄					
税理士名						
	(電話番号 -)					
	税理士法第30条の書面提出有					
	税理士法第33条の2の書面提出有					